

吉羽天神社周辺保全地区について

1. 経過等

久喜市吉羽天神社の周辺については、土地所有者の意向により、現在、産業系区域の指定（都市計画法第34条第12号）を検討しており、下記のとおり当該区域に自然環境保全地区の一部が含まれているところです。

この自然環境保全地区の一部については、沼の跡地であり、既に水がなく干上がっている状態であり、水辺の生物多様性が失われていることから、吉羽天神社周辺保全地区の面積を変更するものです。

2. 保全地区の概要及び変更内容

(1) 保全地区の概要

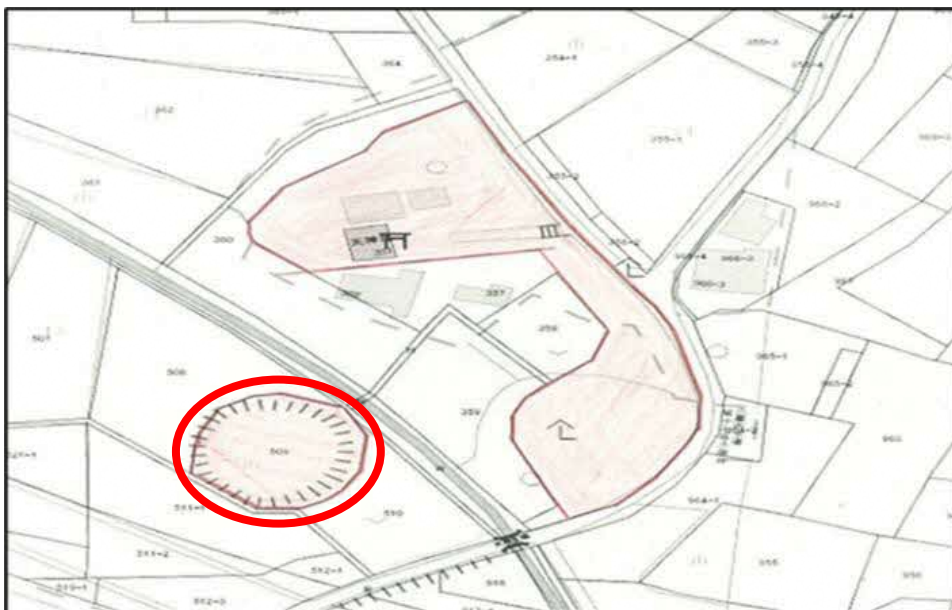
- ①名 称 吉羽天神社周辺保全地区
- ②場 所 久喜市吉羽357の一部、吉羽509
- ③指定年月日 平成23年8月29日
- ④指 定 面 積 2,484平方メートル

(2) 変更内容

指定面積 2,484平方メートル→1,992平方メートル（492平方メートル減少）

所 在 地	地 目	地 積 (㎡)	指定面積 (㎡)	備考
久喜市吉羽357の一部	境内地	2,582.00	1,992.00	
久喜市吉羽509	池沼	492.00	492.00	除外
計			2,484.0	

(3) 保全地区の状況図



(4) 位置図



3. 参考 久喜市自然環境の保全に関する条例（一部抜粋）

（自然環境保全地区の指定）

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する区域のうち、自然的社会的諸条件から見てその区域における自然環境の保全が特に必要なものを自然環境保全地区（以下「保全地区」という。）として指定することができる。

- (1) 良好な自然環境を有する樹林、河川、池沼、湿地等の所在する地域であって、保全することが必要であると認める区域
- (2) 野生生物の生息地（渡来地及び繁殖地を含む。）又は生育地であって、当該野生生物の保護又は繁殖を図るために保全することが必要であると認める区域

（保全地区の指定の手続）

第6条 市長は、保全地区を指定しようとするときは、あらかじめ、指定をしようとする区域内の土地所有者及び占有者の同意を得なければならない。

2 市長は、前項の規定による同意を得て保全地区の指定をしようとするときは、あらかじめ、久喜市環境審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かななければならない。

3 市長は、保全地区の指定をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を告示し、その案を当該告示の日から2週間縦覧に供しなければならない。

4 前項の規定による告示があったときは、当該区域に係る住民及び利害関係人は、同項の規定による縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された案について、市長に意見書を提出することができる。

5 市長は、前項の規定による意見書の提出があったときは、保全地区を指定する前に当該意見書に係る審議会の意見を聴かななければならない。

6 市長は、保全地区を指定する場合には、その旨及びその区域を告示しなければならない。

7 保全地区の指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。

8 前各項の規定は保全地区の区域の拡張について、第1項、第2項及び前2項の規定は保全地区の指定の解除及びその区域の変更（拡張は除く。）について、それぞれ準用する。